

【2026年4月1日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第186号 ■■

【目次】

1. 中小企業事業主の皆さまへ

中小企業退職金共済制度における付加退職金が支給されます

【トピック 1】中小企業事業主の皆さまへ

中小企業退職金共済制度における付加退職金が支給されます

「中小企業退職金共済制度」は、中小企業に退職金制度を導入することで、従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る国の制度です。運営は、厚生労働省所管の独立行政法人勤労者退職金共済機構が行い、国による掛金助成もあります。

中小企業退職金共済制度では、運用収入の状況に応じて、付加退職金を基本退職金に上乗せする仕組みとなっています。

付加退職金は年度ごとにその取り扱いが決定されます。このたび、令和 8 年度に関する付加退職金の支給が決まりましたので、お知らせします。

企業の魅力を高め、優秀な人材を確保するために、「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか。中小企業退職金共済制度の詳細は、独立行政法人勤労者退職金共済機構までお問い合わせください。

■中小企業退職金共済事業本部

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

▽▼厚生労働省SNSとWEBマガジンのご案内▲△

厚生労働省(広報室)では、5つの公式SNSアカウントと昨年新たに立ち上げたWEBマガジンを運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/